

小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について

自衛隊又は米軍が使用する飛行場周辺には、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下、「環境整備法」という。）第5条2項等に基づく移転措置事業等により取得した防衛省所管の行政財産、いわゆる周辺財産（移転補償跡地）※と呼ばれる土地があります。

※周辺財産（移転補償跡地）とは

小松飛行場周辺における国有地（防衛省所管）は、移転措置事業（航空機等の騒音が著しい区域内に所在する住居等の所有者からの申し出により補償等を実施）により買い入れ、新たな騒音障害を発生させないよう、国が管理・保有している土地です。

- 周辺財産は、国有財産法第18条により、その用途又は目的を妨げない限度において、国以外の者にその使用を許可することができます。

また、次の①又は②の法律に基づく用途の場合、地方公共団体に対して無償で使用を許可することができます。

小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について

① 国有財産法に基づく使用許可の場合（第19条及び第22条）

- ・ 緑地
- ・ 公園
- ・ ため池 など



② 環境整備法に基づく使用許可の場合（第7条）

- ・ 広場
- ・ 花壇
- ・ 種苗を育成するための施設
- ・ 駐車場
- ・ 消防その他の防災に関する施設
- ・ 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設



※上記①及び②の法律の無償規定に該当しない場合は、一定の条件の下、有償による使用を許可することができます。

小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について

防衛省では、周辺財産の積極的な利活用を推進するため、これまでの植栽を中心とした緑地帯の整備に加え、公園的施設の整備を実施しています。小松市においては、3箇所の公園的施設を整備しており、また、当該施設の敷地として、周辺財産を小松市長に対して無償で使用を許可しています。

■ 鶴ヶ島憩いの広場

● 整備の概要

施設概要：グランドゴルフ場（15コース）及び附帯施設

整備時期：平成15年度から平成16年度

● 使用許可の概要

使用許可開始年月：平成17年5月

使用許可面積：約0.62ha



小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について

■ 日末多目的広場（スカイパークこまつ翼）

● 整備の概要

施設概要：ソフトボール（4面）、サッカー・ラグビー場（2面）、
パークゴルフ場（4コース）、グラウンドゴルフ場（5コース）、
調整池及び附帯施設

整備時期：平成17年度から平成24年度

● 使用許可の概要

使用許可開始年月：平成25年4月

使用許可面積：約17.7ha



小松飛行場周辺における周辺財産（移転補償跡地）の有効活用について

■ 浮柳展望広場（スカイパークこまつ共生の丘）

● 整備の概要

施設概要：多目的広場、ベンチ、東屋、便所、駐車場

整備時期：平成25年度から平成27年度

● 使用許可の概要

使用許可開始年月：平成28年3月

使用許可面積：約2.3ha

